

令和8年7月8日

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応のお知らせ

当金庫は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」の一環として、下記の対応を実施しますので、お知らせいたします。

今後とも、より便利で安全なサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 下記の証券類による各種預金への入金受付（または取立依頼）の終了

受付終了日	令和8年9月30日（水）
内 容	下記の証券類による各種預金への入金受付（又は取立依頼）を、令和8年9月30日（水）で終了いたします。 ・ 普通為替証書 ・ 定額小為替証書 ・ 振替払出証書 ・ 外国為替領収証 ・ その他証券 ※株式配当金領収証については、現段階では引き続きお取扱いを継続いたします。

詳細につきましては、お取引店までお問い合わせください。

（次ページへ続く）

「手形・小切手の全面的な電子化」における当金庫のこれまでの取組み

◆令和6年8月15日付 ホームページで公表済

令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止	令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、代金取立の受付を停止しております。
当座預金（一般当座）の新規口座開設停止	令和6年11月18日（月）をもちまして当座預金（一般当座）の新規開設を停止いたしました。以降は無利息普通預金（決済用預金）等をご利用ください。 ※既に当座預金（一般当座）をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。
一般当座貸越の新規申込停止	令和6年11月18日（月）をもちまして一般当座貸越の新規申込を停止いたしました。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。
払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始	令和6年11月18日（月）から、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始いたしました。 ※小切手による払戻しも引き続きご利用いただけます。

◆令和7年6月2日付 ホームページで公表済

手形・小切手帳発行の受付終了	令和8年6月30日（火）をもちまして手形帳及び小切手帳の発行依頼の受付を終了いたしました。
手形・小切手署名判印刷サービスの受付終了	令和8年6月30日（火）をもちまして「手形・小切手署名判印刷サービス」の受付を終了いたしました。
自己宛小切手発行の終了	令和8年6月30日（火）をもちまして自己宛小切手の発行を終了いたしました。

◆令和7年12月25日付 対応終了済

未使用手形・小切手の買戻しについて	令和8年6月30日（火）まで、令和6年1月以降に当金庫で購入された「手形帳」及び「小切手帳」に綴られている未使用用紙を買戻しいたしました。
-------------------	---

（次ページへ続く）

◆令和8年4月24日付 ホームページで公表済

当金庫を支払地とする手形・小切手の最終振出期限の設定	令和8年9月30日（水）を手形・小切手の最終振出期限に設定いたします。 ・令和8年10月1日以降に振り出された当金庫の手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。 ・当金庫の手形・小切手をお受け取りになる場合も、振出日が令和8年9月30日以前であることを確認してください。 <u>※小切手については、お客さまご自身が店頭窓口で呈示される現金支払、振替、振込等は振出期限に関わらず引き続きご使用いただけます。</u>
他行庫を支払地とする手形・小切手の各種預金への入金受付終了	令和8年9月30日（水）をもちまして、他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金受付を終了いたします。 ※令和8年10月1日以降は、代金取立による取扱いとなります。 ※入金先の口座は、当座預金の他、普通預金・定期預金等各種預金を含みます。
当金庫を支払地とする手形・小切手の各種預金への入金受付終了	令和9年3月30日（火）をもちまして、当金庫を支払地とする手形・小切手の預金入金受付を終了いたします。 ・手形：振出日が令和8年9月30日（水）以前で支払期日が令和9年3月31日以前の手形に限ります。 ・小切手：振出日が令和8年9月30日（水）以前の小切手に限ります。 ※電子交換所による手形・小切手の交換が「令和9年3月31日（水）で終了」するため、店頭による受付は、その1営業日前に終了いたします。

（次ページへ続く）

◆令和8年4月24日付 ホームページで公表済

手形・小切手の代金取立の 取り扱い	令和9年3月30日（火）をもちまして、手形・小切手の代金取立の 取扱いを終了いたします。 ※電子交換所による手形・小切手の交換が「令和9年3月31日（水） で終了」するため、取立は、その1営業日前に終了いたします。 【当金庫を支払地とする手形・小切手】 ・手形：振出日が令和8年9月30日（水）以前で支払期日が令和9 年3月31日（水）以前の手形に限ります。 ・小切手：振出日が令和8年9月30日（水）以前の小切手に限ります。 【他行庫を支払地とする手形・小切手】 ・手形：支払期日が令和9年3月31日（水）以前の手形 ・小切手：振出日が令和9年3月30日（火）以前の小切手 ※ただし、決済する金機関が振出日を設定している場合は、決済され ず返却される場合もございます。 ご返却時は手数料が必要となります。
----------------------	---

◆令和8年6月15日付 ホームページで公表済

手形割引の取り扱い	・令和8年10月1日以降に振り出された手形は手形割引のお取扱い ができません。 ・令和9年4月1日以降を期日とする手形割引の新規実行を終了いた します。
-----------	--

以 上